

# 公益財団法人愛知県農業振興基金 農地中間管理事業規程

公益財団法人愛知県農業振興基金（以下「基金」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第3条に基づき愛知県において作成される農地中間管理事業の推進に関する基本方針に即して、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

## 第1 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準

- (1) 適切な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。
- (2) (1)の区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。（ただし、農業振興地域外は除く。）

## 第2 農地中間管理権を取得する農用地等の基準

- (1) 再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。
- (2) 当該区域における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。
- (3) こうした事態を避けるためにも、日頃から借受希望者に関する情報を幅広く収集し、募集に応じてもらえるよう、働きかけるものとする。

## 第3 借受希望者の募集等

- (1) 借受希望者の募集は、年3回（6月、9月、1月）実施する。  
この他に必要な場合には、追加をして募集を行うことができる。
- (2) 募集の区域は、市町村の区域又は市町村内の町若しくは字その他の区域とし、当該市町村の意見を聞いて設定する。
- (3) 募集に当たっては、当該区域における、

- ① 農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）
- ② 当該区域内に担い手が十分いるかどうか（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）

を明確にして募集するものとする。

（４）募集に当たっては、借受希望者に、

- ① 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件
- ② 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- ③ 借受けを希望する期間
- ④ 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）
- ⑤ 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）

等を明確にしてもらうものとする。

（５）募集は、インターネットの利用その他の方法により告知し、３０日以上募集期間で行うものとする。

（６）地域内に担い手が十分いない地域（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）については、他地域の法人経営体やリース方式での参入を希望する企業等の担い手に対して募集に応じてもらうよう個別に働きかけるものとする。

（７）その上で、募集に応じた者については、

- ① その氏名又は名称
- ② 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
- ③ 借受けを希望する農用地等の種別、面積
- ④ 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別

等を整理し、インターネットの利用により公表するものとする。

（８）なお、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、法第１８条第４項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

（９）（１）～（８）に定めるもののほか、借受希望者募集の業務に必要な事項は、別に農地中間管理事業借受希望者募集要領を定める。

#### 第４ 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法

（１）市町村と連携を密にして

（中間管理事業－２）

- ① 各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況
- ② 特に、当該地域に担い手が十分いるかどうか
- ③ 当該地域に農地中間管理事業を活用した農地流動化の機運があるかどうか
- ④ 当該地域の耕作放棄地の現状及び今後の見通し

等を把握するとともに、農地中間管理事業による農地流動化の機運の醸成に努めるものとする。

- (2) その上で、貸付希望者からの申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化する。
- (3) 貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。
- (4) 具体的な農地中間管理権の取得は、所有者からの申出に応じて協議するほか、所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。
- (5) 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- (6) 農地中間管理権の期間については、概ね10年以上を基本とし、所有者との協議によるものとする。

## 第5 農用地利用配分計画の決定方法（貸付先決定ルール）

### (1) 基本原則

農用地等の貸付先を決定するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- ② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- ③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- ④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

### (2) 地域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮

担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で、

- ① 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合
- ② 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として農地を貸し付ける場合

には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。

(3) 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮

- ① 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとする。
- ② そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。
- ③ ②の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとする。

(4) (2)・(3)以外の場合で、地域内に十分な担い手がいる場合（3の募集に際してその旨明示した地域）

- ① 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。（これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。）
- ② ①の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとし、また、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

(5) (2)・(3)以外の場合で、地域内に十分な担い手がない場合

- ① 当該地域の借受希望者（新規参入者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。
- ② 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
- ③ ①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めな

い第三者委員会を設置するものとする。

(6) 貸付期間

貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。

(7) 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

(8) (1)～(7)に定めるもののほか、農用地利用配分計画の作成に関する業務に必要な事項は、別に農地中間管理事業農用地利用配分計画作成要領を定める。

## 第6 賃料の水準等

(1) 農地を借り受けるときの賃料及び貸し付けるときの賃料については、農業委員会で公表する農地の賃料等を参考にするなど、当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、相手方と協議の上決定するものとする。

(2) なお、農地中間管理事業が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

## 第7 農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除

(1) 農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、愛知県知事（以下「知事」という。）の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。

① 農地中間管理権の取得後3年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。

② 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

(2) なお、解除に当たっては、当該農用地等の所有者との協議により、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、基金にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

## 第8 農用地等の利用条件改善業務の実施基準

(1) 当該農用地等が所有者から10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務を行うことができるものとする。

① 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。

② 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

(2) 前項に定めるもののほか、農用地等の利用条件改善業務に必要な事項は、別に農地中間管理事業利用条件改善業務実施要領を定める。

## 第9 相談又は苦情に応ずるための体制

相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

## 第10 市町村及び農業委員会との連携等

(1) 人・農地プランの作成主体であり、農地行政の基本単位である市町村及び農業委員会との連携を密にして、業務を推進するものとする。

とくに、人・農地プランについては、市町村と情報を共有するよう努めるものとする。

(2) 農用地利用配分計画については、原則として全ての市町村に、案の作成を求めるものとし、市町村は、必要に応じて農業委員会の意見を聴取するものとする。

(3) 市町村以外の業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

## 第11 業務委託

(1) 農地中間管理事業に係る以下の業務について、相手の同意を得た上で、知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。

①相談、貸付申込、借受申込等の窓口業務

②出し手・受け手の掘り起し

③出し手・受け手との調整

④事前調査

⑤農用地等の管理

⑥賃料の収受・支払

- ⑦出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることがあることの説明等
  - ⑧その他委託することが適当な業務
- (2) (1)の業務について、市町村、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に対し、当該組織の委託した業務を適切に行うことのできる能力等を確認した上で、知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。
- (3) 定型的な業務については、競争入札等により、委託コストの削減に努め、知事の承認を受けて、委託するものとする。

## 第12 その他

この規程に定めるもののほか、農地中間管理事業の実施について必要がある場合は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成29年9月25日から施行する。  
(土地改良法等の一部を改正する法律の施行の日)